

耕作放棄地の発生防止など農地利用の最適化を図るために

農業委員会委員および農地利用最適化推進委員を募集

農業委員会では、7月10日から任期開始となる町農業委員および農地利用最適化推進委員を次のとおり募集します。

【募集する委員・定員】

●紀宝町農業委員会委員 14人

農業に関する識見を有し、農地利用の最適化の推進に関する事項、農業委員会の職務を適切に行える人で原則、町内に住所を有する人
※このうち1人は農業委員会の業務に利害関係のない人を募集

●紀宝町農地利用最適化推進委員 5人

農業委員会が定める区域内で、農地などの利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、農業委員会の職務を適切に行える人で、町内に住所を有する人

【任期】7月10日から3年間

【報酬など】条例に基づき支給

【申込方法】

農業委員会事務局にある所定の用紙に必要事項を記入し、押印の上、同事務局まで申し込んでください。応募用紙は町ホームページからもダウンロードできます。

【申込期間】4月1日（木）～30日（金）

▶詳しくは、町農業委員会事務局（産業振興課内 ☎33-0336）までお問い合わせください。

あなたの抱える問題を、弁護士が解決するお手伝いをします

毎月第1・3木曜日、「無料法律相談」を開催!!

熊野ひまわり基金法律事務所および弁護士法人片山総合法律事務所は、紀宝町役場で、予約制による「無料法律相談」を開催しています。

悩みがあるけれど、どうすればよいかかわからずお困りの方を対象に、弁護士があなたの抱える問題を解決するお手伝いをします。

相談内容の秘密は、弁護士の守秘義務により守られます。また、相談した結果、弁護士に事件を依頼する場合には弁護士費用が発生しますが、その際は事前に説明します。

◆相談日 毎月第1・3木曜日（※祝日の場合は中止）

◆相談時間 午後1時30分から3時30分までの間で、1人30分以内

◆会場 紀宝町役場 1階相談室

◆対象者 紀宝町にお住まいの方

◆弁護士 第1木曜日：弁護士法人片山総合法律事務所 小林大輝弁護士

第3木曜日：熊野ひまわり基金法律事務所 中山雅貴弁護士

◆予約方法

相談日の1週間前までに、電話等にて総務課へご予約ください。その際に、住所・氏名・電話番号と、簡潔な相談内容をお伝えください。

【ご注意】

相談内容が紛争の場合、紛争の相手方が、すでに熊野ひまわり基金法律事務所または弁護士法人片山総合法律事務所において相談を行っている場合は、弁護士法上、同じ弁護士（法律事務所）が双方の相談を受けることはできません。そのため、相談日までに電話にて相手方のお名前を確認させていただきませんが、差し支えなければ、予約時に相手方のお名前をお伝えください。

どうしても、相手方のお名前をお話ししにくいといった場合は、相談日に会場において、弁護士から確認させていただきませんが、相手方との関係により、相談を受けられない場合があります。

▶詳しくは、役場総務課（☎33-0333）までお問い合わせください。

地域とともにある学校づくりを進めるため

町内の小・中学校で、「土曜日の授業」を年2回実施

町教育委員会では、小中学校の「土曜日の授業」を平成26年度から実施しています。

この土曜日の授業により、各学校で「地域との合同避難訓練」、「地域交流体験学習」、「農業体験学習」など、特色ある地域と学校が協働した活動が取り組まれ、子どもたちの成長や地域の方の元気につながるなど数多くの成果を挙げることができています。

このような成果を活かしつつ、一方で、「教職員の働き方改革」などを総合的に検証した結果、年2回の「土曜日の授業」を計画しています。

◆「土曜日の授業」の実施月（予定）

1学期は5月もしくは6月の土曜日、2学期は10月もしくは11月の土曜日の計2回、土曜日の授業を実施します。

※詳しい日程は、地域と学校が協働した活動の実施計画等を検討しながら中学校区ごとに設定しますので、4月ごろに各学校から保護者のみなさまにお知らせします。

▶詳しくは、町教育委員会（☎33-0341）までお問い合わせください。

平日に来庁が困難な方のため

マイナンバーカード休日特設窓口を開設

町では、お仕事などで平日に来庁が困難な方のために、マイナンバーカードの休日特設窓口を次のとおり開設します。

マイナンバーカードの申請方法が分からない方への申請支援や写真の無料撮影、マイナンバーカードの交付、電子証明書の更新などを行っています。お手続きに時間がかかりますので、時間に余裕を持ってお越しください。

【日時】4月11日（日）、5月9日（日）、6月13日（日）、7月11日（日）、8月8日（日）、9月12日（日）

※いずれも午前8時30分から正午まで

【場所】役場税務住民課窓口

※必要書類などは、下記までお問い合わせください
▶詳しくは、役場税務住民課（☎33-0337）までお問い合わせください。

子どもたちが安心して学べる環境づくりを支援します

ご存知ですか？「就学援助費」制度



就学援助費制度とは、経済的な理由により就学が困難と認められる児童・生徒について、学用品や学校給食費、修学旅行費などの費用の全部または一部を援助する制度です。

小・中学校に在学中、または今春入学する児童・生徒のご家庭で、受給を希望される方は、町教育委員会まで申請してください。

なお、すでに新入学児童生徒学用品費を受給されている方も忘れずに申請してください。

【対象者】

経済的な理由により生活が困窮していると認められる児童・生徒の保護者

【申込方法】

小・中学校および町教育委員会に備え付けの申込用紙に必要事項を記入し、学校へ提出

【申込期限】4月30日（金）

▶詳しくは、町教育委員会（☎33-0341）までお問い合わせください。